

議案の審議結果

令和6年2月定例会議案審議結果一覧表

(単位 件)

2月定例会では、知事から提出された議案及び議員から提出された議案計91議案について、37日間にわたり熱心な審議が行われ、3月27日に議決された。議案の要旨と議決結果は次のとおりである。

種類	結果	原案可決	継続審査	同意	合計
予算		38			38
条例		25			25
事件		12	1	5	18
意見書		10			10
計		85	1	5	91

知事提出議案

議案番号	件名	要旨	議決結果
1	令和6年度埼玉県一般会計予算	歳入歳出予算 2兆1,197億4,400万円 継続費 11件 債務負担行為 61件 地方債 68件 一時借入金最高額 2,500億円 歳出予算の流用 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。	原案可決
2	令和6年度埼玉県公債費特別会計予算	歳入歳出予算 5,369億7,769万円 地方債 3件	原案可決
3	令和6年度埼玉県証紙特別会計予算	歳入歳出予算 4億2,956万円	原案可決
4	令和6年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算	歳入歳出予算 134億9,575万3千円	原案可決
5	令和6年度埼玉県災害救助事業特別会計予算	歳入歳出予算 7億9,180万5千円	原案可決
6	令和6年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	歳入歳出予算 11億2,029万9千円 地方債 1件	原案可決
7	令和6年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計予算	歳入歳出予算 137億648万円 地方債 1件	原案可決
8	令和6年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算	歳入歳出予算 5,880億5,488万円	原案可決
9	令和6年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算	歳入歳出予算 1億2,133万1千円	原案可決
10	令和6年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算	歳入歳出予算 3,150万6千円	原案可決
11	令和6年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算	歳入歳出予算 2,065万円	原案可決

12	令和6年度本多静六博士育英事業特別会計予算	歳入歳出予算	4,028万3千円	原案可決								
13	令和6年度埼玉県用地事業特別会計予算	歳入歳出予算	36億456万2千円	原案可決								
14	令和6年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算	歳入歳出予算 継続費 1件 地方債 1件	129億1,350万1千円	原案可決								
15	令和6年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算	歳入歳出予算 債務負担行為 1件	6億8,988万5千円	原案可決								
16	令和6年度埼玉県公営競技事業特別会計予算	歳入歳出予算	506億3,982万4千円	原案可決								
17	令和6年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計予算	業務の予定量 病床数 120床 患者数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>入院</th> <th>外来</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間延患者数</td> <td>31,400人</td> <td>18,400人</td> </tr> <tr> <td>1日平均患者数</td> <td>86</td> <td>76</td> </tr> </tbody> </table> 主なる建設改良事業 7,905万7千円 収益的収入及び支出 病院事業収益 41億852万2千円 病院事業費用 41億852万2千円 資本的収入及び支出 資本的収入 2億4,450万4千円 資本的支出 2億9,570万9千円 企業債限度額 7,600万円 一時借入金限度額 6億円 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 職員給与費 21億9,167万7千円 たな卸資産購入限度額 3億3,764万7千円	区分	入院	外来	年間延患者数	31,400人	18,400人	1日平均患者数	86	76	原案可決
区分	入院	外来										
年間延患者数	31,400人	18,400人										
1日平均患者数	86	76										
18	令和6年度埼玉県工業用水道事業会計予算	業務の予定量 給水事業所数 152社 年間総給水量 6,685万5,955 m ³ 一日平均給水量 18万3,167 m ³ 主なる建設改良事業 12億6,004万6千円 収益的収入及び支出 事業収益 18億5,099万円 事業費 22億5,916万5千円 資本的収入及び支出 資本的収入 1億4,775万4千円 資本的支出 13億2,068万8千円 債務負担行為 5件 一時借入金限度額 3,000万円 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 職員給与費 2億8,975万円 交際費 4万1千円 他会計からの補助金 549万6千円 たな卸資産購入限度額 518万4千円	原案可決									

19	令和6年度埼玉県水道用水供給事業会計予算	<p>業務の予定量</p> <p>給水団体数 55 団体</p> <p>年間総給水量 6 億 2,177 万 5,000 m³</p> <p>一日平均給水量 170 万 3,493 m³</p> <p>主なる建設改良事業 340 億 9,712 万 6 千円</p> <p>収益的収入及び支出</p> <p>事業収益 462 億 8,877 万 7 千円</p> <p>事業費 507 億 5,942 万 7 千円</p> <p>資本的収入及び支出</p> <p>資本的収入 284 億 6,237 万円</p> <p>資本的支出 501 億 3,885 万 4 千円</p> <p>継続費 1 件</p> <p>債務負担行為 6 件</p> <p>企業債限度額 122 億 9,100 万円</p> <p>一時借入金限度額 70 億円</p> <p>議会の議決を経なければ流用することのできない経費</p> <p>職員給与費 35 億 7,477 万 8 千円</p> <p>交際費 53 万 6 千円</p> <p>他会計からの補助金 4 億 9,884 万 6 千円</p> <p>たな卸資産購入限度額 2,442 万 8 千円</p>	原案可決
20	令和6年度埼玉県地域整備事業会計予算	<p>業務の予定量</p> <p>宅地売却面積 20 万 4,170 m²</p> <p>主なる建設改良事業 46 億 9,136 万 3 千円</p> <p>収益的収入及び支出</p> <p>事業収益 112 億 9,762 万 4 千円</p> <p>事業費 101 億 6,167 万 2 千円</p> <p>資本的収入及び支出</p> <p>資本的収入 12 億 7,656 万 3 千円</p> <p>資本的支出 51 億 9,827 万 8 千円</p> <p>継続費 1 件</p> <p>一時借入金限度額 3 億 5,000 万円</p> <p>議会の議決を経なければ流用することのできない経費</p> <p>職員給与費 5 億 4,123 万 5 千円</p> <p>交際費 29 万 8 千円</p> <p>他会計からの補助金 999 万 6 千円</p>	原案可決
21	令和6年度埼玉県流域下水道事業会計予算	<p>業務の予定量</p> <p>流域関連市町数 47 市町</p> <p>年間総処理水量 6 億 9,282 万 5,845 m³</p> <p>一日平均処理水量 189 万 8,153 m³</p> <p>主なる建設改良事業 217 億 6,446 万 5 千円</p> <p>収益的収入及び支出</p> <p>事業収益 524 億 2,868 万 2 千円</p> <p>事業費 568 億 3,136 万 4 千円</p> <p>資本的収入及び支出</p> <p>資本的収入 252 億 8,443 万 5 千円</p> <p>資本的支出 310 億 7,343 万 6 千円</p>	原案可決

		債務負担行為 9件 企業債限度額 61億4,600万円 一時借入金限度額 120億円 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 職員給与費 13億9,736万8千円 交際費 30万円 他会計からの補助金 63億2,880万8千円	
22	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更等を踏まえ、知事認定獣医師等が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理手数料等の額を定めるとともに、危険物取扱者試験手数料等の額を改定等しようとするものである。	原案可決
23	埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例	埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金の設置目的を変更するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業者を支援するため、設置期間を延長しようとするものである。	原案可決
24	埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	児童虐待防止対策の強化等のため、職員の定数を改定しようとするものである。	原案可決
25	埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例及び執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例	住民基本台帳法の一部改正に伴い、附票本人確認情報の利用及び提供に関し必要な事項を定めるとともに、規定の整備をしようとするものである。	原案可決
26	埼玉県個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をしようとするものである。	原案可決
27	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	人事管理上の必要性に鑑み、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職から、警察職員が殉職等により昇任する場合に臨時的に置かれる職を除外しようとするものである。	原案可決
28	彩の国みどりの基金条例の一部を改正する条例	彩の国みどりの基金に積み立てる自動車税の種別割に係る歳入の金額の割合を変更しようとするものである。	原案可決
29	埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、軽費老人ホーム等に係る運営に関する基準を改定等しようとするものである。	原案可決
30	介護保険法施行条例の一部を改正する条例	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定居宅サービス等に係る運営に関する基準を改定等しようとするものである。	原案可決
31	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害福祉サービス等に係る運営に関する基準等を改定等しようとするものである。	原案可決
32	埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営	原案可決

	部を改正する条例	に関する基準に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格に関する基準の特例の制度を設けようとするものである。	
33	児童福祉法施行条例の一部を改正する条例	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害児通所支援事業等に係る運営に関する基準等を改定等しようとするものである。	原案可決
34	埼玉県健康づくり安心基金条例を廃止する条例	埼玉県健康づくり安心基金を廃止しようとするものである。	原案可決
35	医療法施行条例の一部を改正する条例	介護療養病床の廃止に伴い、療養病床を有する病院等の従業者の基準等の特例措置を廃止するとともに、医療法施行規則の一部改正に伴い、病院の従業者の基準を改定しようとするものである。	原案可決
36	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正により新たに規定された知事の権限に属する事務の一部を川越市、川口市及び越谷市が処理しようとするものである。	原案可決
37	埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例	新たに埼玉県産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額及び依頼試験に係る手数料の額を定め、並びに試験研究機器に係る使用料の額を改定するとともに、老朽化した試験研究機器に係る使用料及び依頼試験に係る手数料の額の定めを廃止しようとするものである。	原案可決
38	埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	建築基準法の一部改正を踏まえ、都市計画区域以外の区域のうち知事が指定する区域内における建築物の敷地又は構造の制限を緩和するとともに、規定の整備をしようとするものである。	原案可決
39	埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例	工業用水の使用者の利便性の向上を図るため、使用水量の確認に電磁的方法を導入することに伴い、超過料金に関する規定を改めようとするものである。	原案可決
40	埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例	1人1台端末を活用した個別最適な学びの推進等に対処するため、教育委員会事務局職員の定数を改定しようとするものである。	原案可決
41	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定しようとするものである。	原案可決
42	埼玉県公立学校情報機器整備基金条例	初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する経費の財源に充てることを目的として、基金を設置しようとするものである。	原案可決
43	埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	定年の引上げに伴い、警察官の階級別の定数及び警察官以外の職員の定数の特例を定めようとするものである。	原案可決
44	埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、警備業認定証再交付手数料等の定めを廃止するとともに、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料の額を改定等しようとするものである。	原案可決
45	包括外部監査契約の締結について	包括外部監査契約を締結しようとするものである。	原案可決

46	特定事業契約の締結について	埼玉県屋内 50 m 水泳場整備運営事業の特定事業契約を締結しようとするものである。	原案可決
47	県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額について	土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
48	農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について	農道整備事業等に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
49	首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意について	首都高速道路株式会社による埼玉県道高速葛飾川口線等の事業の変更に同意しようとするものである。	原案可決
50	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係町の負担額について	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費について関係町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
51	埼玉県地域保健医療計画の策定について	埼玉県地域保健医療計画を策定しようとするものである。	原案可決
52	第 4 期埼玉県教育振興基本計画の策定について	第 4 期埼玉県教育振興基本計画を策定しようとするものである。	継続審査
53	令和 5 年度埼玉県一般会計補正予算（第 6 号）	歳入歳出予算の補正 歳入歳出予算補正額 319 億 5,822 万円 累計額 2 兆 2,913 億 5,311 万 5 千円 繰越明許費の補正 追加 15 件 変更 12 件 地方債の補正 変更 11 件	原案可決
54	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の児玉郡神川町の負担額について	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費について神川町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
55	令和 5 年度埼玉県一般会計補正予算（第 7 号）	歳入歳出予算補正額 632 億 862 万 4 千円 累計額 2 兆 2,281 億 4,449 万 1 千円 継続費補正 変更 5 件 繰越明許費補正 追加 58 件 変更 47 件 債務負担行為補正 変更 1 件 地方債補正 追加 1 件 変更 46 件	原案可決
56	令和 5 年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第 1 号）	歳入歳出予算補正額 85 億 2,660 万 5 千円 累計額 5,356 億 1,982 万 6 千円	原案可決
57	令和 5 年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第 1 号）	歳入歳出予算補正額 16 億 115 万 2 千円 累計額 121 億 435 万円	原案可決

58	令和5年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算補正額 累計額	8億8,335万2千円 126億5,333万4千円	原案可決
59	令和5年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算補正額 累計額	8万7千円 6億9,690万4千円	原案可決
60	令和5年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算補正額 累計額	9,058万2千円 120億7,837万6千円	原案可決
61	令和5年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算補正額 累計額	37億8,090万5千円 6,001億6,548万2千円	原案可決
62	令和5年度本多静六博士育英事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算補正額 累計額	17万2千円 3,349万8千円	原案可決
63	令和5年度埼玉県用地事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算補正額 累計額	4億1,705万1千円 13億5,852万3千円	原案可決
64	令和5年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算補正額 累計額 継続費補正 変更 3件 地方債補正 変更 1件	1億7,649万9千円 130億2,596万6千円	原案可決
65	令和5年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算補正額 累計額	6,415万1千円 6億3,139万5千円	原案可決
66	令和5年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算補正額 累計額	50億4,490万8千円 672億2,502万4千円	原案可決
67	令和5年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算(第2号)	業務の予定量 主なる建設改良事業 補正予定量 累計額 資本的収入及び支出 資本的収入 補正予定額 累計額 資本的支出 補正予定額 累計額 継続費補正 2件	 △1,716万5千円 5億6,854万3千円 210万円 1億665万8千円 △1,668万5千円 6億3,587万5千円	原案可決
68	令和5年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)	業務の予定量 主なる建設改良事業 補正予定額 累計額	 △54億8,692万1千円 217億9,941万4千円	

		他会計からの補助金 補正予定額 △1億6,347万円	
71	控訴の提起について	さいたま地方裁判所越谷支部の損害賠償等請求事件の判決に不服のため控訴しようとするものである。	原案可決
72	埼玉県副知事の選任について	埼玉県副知事砂川裕紀の任期は、令和6年3月31日で満了となるが、後任として山崎達也を選任することについて同意を得ようとするものである。	同意
73	埼玉県監査委員の選任について	埼玉県監査委員小山彰の任期は、令和6年3月26日で満了となるが、後任として小笠原薫子を選任することについて同意を得ようとするものである。	同意
74	埼玉県監査委員の選任について	埼玉県監査委員岡地優の退職に伴う後任者の選任について同意を得ようとするものである。	同意
75	監査委員の選任について	埼玉県監査委員武内政文の退職に伴う後任者の選任について同意を得ようとするものである。	同意
76	埼玉県公安委員会委員の任命について	埼玉県公安委員会委員工藤由起子の任期は、令和6年3月27日で満了となるが、後任として佐藤久仁恵を任命することについて同意を得ようとするものである。	同意

議員提出議案(条例・意見書等)

議第1号議案

埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例の一部を改正する条例

埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例（平成28年埼玉県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条中「配慮に努め」を「配慮をするとともに」に改める。

第16条第2項中「するものとする」を「しなければならない」に改め、同条第3項中「するように努めなければ」を「しなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

原案可決

議第2号議案

情報通信技術を活用した埼玉県議会の活動の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した議会の活動の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、議会運営の合理化、多様な住民が議会に関わる機会の拡大等を図り、もって住民自治の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 条例等 条例、規則及び規程並びにその他の手続等に係る根拠となる規定で議会等が定めるものを

いう。ただし、埼玉県議会会議規則（昭和58年埼玉県議会規則第1号）、埼玉県議会委員会規程（昭和58年埼玉県議会告示第1号）及び埼玉県議会傍聴規則（平成4年埼玉県議会規則第1号）並びにこれらの規則又は規程に基づき議会等が定めるものを除く。

- 二 議会等 議会又は議長若しくは議員若しくは議会の事務局の職員であつて条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- 三 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- 四 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- 五 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- 六 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき議会等に対して行われる通知をいう。
- 七 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき議会等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- 八 縦覧等 条例等の規定に基づき議会等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- 九 作成等 条例等の規定に基づき議会等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- 十 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他の方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該議会等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他の方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等

の規定を適用する。

- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（議員に対する処分通知等であって議長が定めるものにあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該通知を受ける者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

（適用除外）

第7条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に掲げる規定は、適用しない。

- 一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして議長が定めるもの 第3条から前条までの規定
- 二 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第3条及び第4条の規定
- 三 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行

うことが規定されているものを除く。) 第5条及び前条の規定
(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の議長が定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議会等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した措置であつて当該書面等の区分に応じ議長が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

原案可決

議第3号議案

埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程

埼玉県議会委員会規程(昭和58年埼玉県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「新型コロナウイルス感染症等重大な」を削る。

第12条第1項中「配偶者」の下に「(この項において、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加える。

第27条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第31条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第31条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第38条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による会議録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、第2項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

原案可決

議第4号議案

地方自治法第180条の規定により知事が専決処分することができる事項の一部改正について

地方自治法第180条の規定により知事が専決処分することができる事項(昭和41年第5号議決)の一部を次のように改正する。

6中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改め、令和6年4月1日から施行する。

埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則

埼玉県議会会議規則（昭和58年埼玉県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第68条」を「一第68条の2」に、「第86条・」を「第85条の2一」に改める。

第7条第1項中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第10条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員一人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮つて決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。

第18条第2項中「署名」の下に「又は記名」を加える。

第38条に次の1項を加える。

3 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第68条の次に次の1条を加える。

（資格決定の通知）

第68条の2 法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第70条中「外とう、えり巻、杖及びかさ」を「コート、マフラー、傘」に、「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第81条の見出しを「（記録の方法）」に改め、同条中「速記法」を「録音その他議長が適当と認める方法」に、「速記」を「記録」に改める。

第85条の次に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第85条の2 議会又は議長、委員長、世話人会会長若しくは議会事務局長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第9条第1項、第19条第1項及び第82条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識

することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうち第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第85条の3 この規則の規定（第41条及び第62条を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

別表初顔合わせ会の項中「おいて」の下に「議員及び」を加え、「規定する者の紹介等を受ける」を「規定する者等が相互に紹介を行う」に改め、「知事」を「議会事務局長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

原案可決

議第6号議案

国土強靱化の取組の更なる加速化を求める意見書

令和6年元日に発生した能登半島地震は、石川県志賀町で最大震度7を記録し、200名以上の方が亡くなり、また、7万棟を超える住家被害が発生するなど甚大な被害をもたらした。被災された方々に対し、心からお見舞い申し上げるとともに、1日も早い復旧・復興を願うところである。

我が国は、世界におけるマグニチュード6.0以上の地震の約2割が起こっているとされる地震多発国である。国によると、今後30年以内における首都直下地震の発生確率は70%程度、南海トラフ巨大地震の発生確率は70%から80%とされている。また、北海道から九州まで、判明しているだけでも約2,000もの活断層があり、近い将来に大きな地震を起こす可能性が高い活断層も複数指摘されている。

さらに、発生確率が高いと予想されている地震のみならず、発生確率が低いとされていた地域においても、能登半島地震や熊本地震のような大規模地震が発生している。地下に隠れてまだ見つからない活断層もあるといわれており、大きな地震が、いつ、どこで起きてもおかしくないと強く懸念されている。

また、気候変動により、令和元年東日本台風による大雨など、記録的な豪雨が頻繁に発生するようになっており、今後も、河川等の堤防決壊、越水、溢水、さらには、内水氾濫等による被害が危惧される。

国においては、これまで、令和2年度終期の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に加え、令和2年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下「5か年加速化対策」という。）を定め、令和3年度から令和7年度までの5か年で重点的かつ集中的な対策を実施している。

しかしながら、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持していくためには、国土強靱化の取組をさらに加速化する必要がある。

よって、国においては、更なる国土強靱化に向けて下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 令和7年度までの5か年加速化対策期間において、更に強力に国土強靱化の取組を推進すること。あわせて、5か年加速化対策終了後も、実効性のある対策を継続的に講ずるための必要な予算・財源を別枠で安定的に確保すること。
- 2 地方自治体を実施する国土強靱化対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 3 地方整備局等の人員・資機材を確保するなど、災害対応のための国の組織体制の充実・強化を継続的に図ること。
- 4 河川の氾濫を防止する国直轄事業の整備を着実に推進するとともに、地方自治体を実施する河川整備に対する財政支援を充実させること。あわせて、流域治水対策に基づき、荒川や利根川などの大河川が氾濫した場合の備えを一層強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
国土強靱化担当大臣
防災担当大臣

様

原案可決

議第7号議案

養子縁組里親等の育児休業における子どもの対象年齢の引上げ等を求める意見書

近年、虐待を受けた子どもが増えており、保護者の適切な養育を受けられない子どもを公的責任で社会的に保護養育し、あわせて、養育に困難を抱える家庭への支援を行う社会的養護の必要性が高まっている。社会的養護を必要とする子どもの多くは、保護者等との関係を適切に築けないなどの様々な課題を抱えている。

これらの課題の解決のため、国では、児童の最善の利益を主として考慮しつつ、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親や特別養子縁組を優先としている。里親等は、家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。しかし、社会的擁護を必要とする子供の8割以上が施設で生活しており、里親等による養育を一層推進する必要がある。

また、育児・介護休業法の平成28年改正によって、多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度が整備された。育児休業の対象は、従前は法律上の親子関係である実子・養子のみであったが、

本改正により、養子縁組里親に委託されている場合、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある場合、養子縁組里親として委託することが適当と認められるにもかかわらず、実親等が反対したことにより、養育里親として委託された場合といった、法律上の親子関係に準じるような関係も含まれるようになった。

しかし、養子縁組里親等や特別養子縁組で迎え入れる子どもの年齢はまちまちである一方で、育児休業における子どもの対象年齢は最長2歳までとなっているため、現状の育児休業制度も不十分なものになっている。また、育児休業の対象とはならない通常の養育里親においても、里子迎え入れ当初には、各種手続きや愛着関係構築のための期間が必要である。

よって、国においては、里親等と子どもが愛着関係を構築する期間等を確保するため、下記の事項について措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 育児・介護休業法における育児休業期間について、現行制度で育児休業の取得が認められている養子縁組里親等や特別養子縁組の場合においては、子どもの年齢にかかわらず、養育を開始してから1年間取得できるように制度改正すること。
- 2 里親等を推進するとともに愛着関係を構築する期間等を確保するため、現行制度で育児休業の適用のない里親についても、育児休業制度の創設を検討すること。なお、その際には、手当が二重になり得ることなどの課題を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月27日

埼玉県議会 議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
こども政策担当大臣 } 様

原案可決

議第8号議案

医療・介護・障害福祉分野の処遇改善等を求める意見書

少子・高齢化が急速に進展する中、国民が将来の不安を感じることなく、住み慣れた地域で、良質な医療、介護、障害福祉サービス等が安心して受けられる体制を構築することは極めて重要である。

この体制を現場で支えるのが、医療機関や高齢者施設、障害者施設等における従事者であり、これらの方々は、厳しいコロナ禍においても、エッセンシャルワーカーとして現場の最前線で国民の命と健康、暮らしを支えてきた。

昨今、最低賃金の引上げや大手企業を中心としたベースアップ等によって給与の引上げが進んでいる中で、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬など、公的制度によって収入が決定される当該分野の施設等における従事者の給与は、他分野に比べて引上げが進んでおらず、人材の確保・定着が難しい状況が続いている。

令和6年度の報酬改定について、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬は、いずれもプラス改定となり、今後、当該分野の従事者のベースアップにつながるよう配分方法の工夫を行うなどの取組を進めることとしている。

しかし、国民が良質かつ安全な医療・介護・障害サービス等を受ける体制を維持、発展させていくためには、人材の確保等が不可欠であり、当該分野の従事者の適正な給与の引上げが重要である。

よって、国においては、医療・介護・障害福祉分野の報酬改定において関係従事者の他分野と遜色のない給与の引上げにつながるよう、引き続き更なる処遇改善等を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第9号議案

特別支援学校における過密状況の解消のための財政支援を求める意見書

文部科学省「令和5年度学校基本調査」によると、全国の特別支援学校の在学者数は15万1千人で、前年度より2,700人増加し、過去最多となった。

本県では、平成19年以降、知的障害特別支援学校を19校設置するとともに、現在も、新たな分校の設置など学校整備に取り組んでいるところであるが、県立知的障害特別支援学校における児童生徒数は平成25年度から令和4年度の間、4,936人から6,646人に増加するなど知的障害特別支援学校をはじめとした特別支援学校は、過密の状況となっている。今後も、知的障害特別支援学校の児童生徒数は増加する見込みであり、過密状況への対応は喫緊の課題となっている。

国では、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、学校教育法に基づき、令和3年9月に特別支援学校設置基準を制定した。また、令和2年度から令和6年度を集中取組期間として、既存施設を活用した特別支援学校の改修について、国庫補助が3分の1から2分の1に引き上げている。

しかし、特別支援学校の設置・運営に係る財政的負担は極めて大きく、過密状況の解消を計画的に推進するためには、既存施設を活用した特別支援学校の改修については集中取組期間を延長するとともに、国庫補助が2分の1である新築及び増築についてはさらなる引上げを実施し、備品購入への補助を新設するなど、一層の財政支援の充実が必要である。

よって、国においては、過密状況の解消のために、特別支援学校の設置・運営に係る財政支援の更なる充実強化を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

様

原案可決

議第10号議案

自動車・自転車の窃盗罪について厳罰化を求める意見書

警察庁「令和5年の犯罪情勢」によると、刑法犯認知件数の総数は70万3,351件であり、戦後最少となった令和3年から2年連続で増加した。

刑法犯のうち、自動車の盗難の認知件数は、ピーク時の平成15年6万4,223件から、令和4年5,734件と1割以下に減少したものの、令和4年は前年と比較して500件以上も増加した。

近年では、リレーアタックやCANインバーダーと言われる特殊な機器を使用するものもあり、犯罪グループが組織的に関与して、作業場所等に盗難自動車を運んで解体し、部品等を海外に不正に輸出するものなどがある。このため、犯人が検挙されても、盗難自動車は戻ってこないケースがある。

一方、自転車の窃盗については、令和4年の認知件数は12万8,883件で、令和3年から2割以上増加した。中でも高級なロードバイクは特に狙われやすい。

身近な移動手段である自動車・自転車は、被害が絶えない状況にある。また、自動車の窃盗については、組織化されている中で、抑止力の強化が必要となっている。

よって、国においては、自動車・自転車の窃盗について、刑罰の上限を引き上げるなど抑止力の強化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月27日

埼玉県議会 議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
国家公安委員会委員長 } 様

原案可決

議第11号議案

男性育児休業の取得促進に向けた取組の一層の充実を求める意見書

少子化に伴う人口減少下において、出産・育児による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児を両立できる社会の実現が重要となっている。

しかしながら、我が国における家事育児時間は女性に大きく偏っており、女性1人が育児をするいわゆる「ワンオペ育児」は少子化の原因の一つとも言われており、女性活躍の阻害要因ともなっている。

また、国が実施した調査研究事業報告書において、男性労働者のうち、育児休業制度の利用を希望し、利用しなかった割合は約4割にのぼり、育児休業制度を利用しなかった理由としては、職場が育児休業制度を取得しづらい雰囲気であることなどが挙げられている。

こうした中、国では、平成28年には、中小企業事業主を対象に男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備等を行い男性労働者が育児休業を取得した場合に支給する助成金を創設、令和3年6月には育児・介護休業法を改正し、男性の育児休業取得促進のため、子どもの出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組の創設や、育児休業の分割取得が可能となった。

さらに、今年2月に国会に提出された法案では、男性の育児参加を促すため、2歳未満の子を養育するため時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給することなどが盛り込まれ、現在審議がなされている。

現状の育児休業取得率は、令和4年度雇用均等基本調査によると、女性80.2%に対し、男性17.13%と、男女で大きな差が存在する。男性の育児休業取得率は令和元年度の7.48%から上昇しているものの、令和5年6月時点の政府目標である令和7年の民間における50%とは乖離が大きい。

よって、国においては、男性育児休業の取得促進に向けて、下記の取組を一層充実させるよう強く要望する。

記

1 ワークライフバランスの観点から職場における働き方改革を進めることはもとより、組織のトップや

管理職、従業員の意識が改革され、男性も希望どおりに気兼ねなく、育児休業制度を使用できるとともに、育児休業期間終了後においても、定時退勤が当たり前になることができる職場の雰囲気になるように、周知啓発に国を挙げて徹底的に取り組むこと。

- 2 中小零細企業においては、育児休業等取得に伴う代替要員確保や業務体制の整備等に関して、助成金制度を拡充するとともに、相談対応や好事例の提供等の助成金以外の支援の強化を行うこと。
- 3 時短勤務に対する支援策をさらに充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
こども政策担当大臣
少子化対策担当大臣
男女共同参画担当大臣

様

原案可決

議第12号議案

ケアラー支援の法制化等を求める意見書

本県では、家族の介護に追われ、心身の健康や学業、仕事、ひいては人生全般にわたって深刻な影響が出ているケアラーに対応するため、令和2年3月に全国初となる埼玉県ケアラー支援条例を制定した。

本県に続くように北海道から長崎県まで、全国の多くの地方自治体で条例が制定されるなど、ケアラー支援の気運は大いに高まっているものの、ケアラーの抱える問題は全国共通であるため、自治体任せにせず、支援に関して基本的な事項を定めた法制化が不可欠である。

こうした中、国では令和5年12月に策定した「こども大綱」において、ヤングケアラーへの支援を位置付けた。

さらに、本年2月には、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と明記し、ヤングケアラーを国・地方自治体等による子ども・若者支援の対象とした子ども・若者育成支援推進法の改正を含む法案が国会に提出された。法制化が実現すれば、ヤングケアラー支援のさらなる進展が期待される。

しかしながら、家族の中にヤングケアラーを含め複数のケアラーがいる場合もあり、ケアラー全員に対して支援が必要になる場合も多い。

よって、国においては、ヤングケアラーだけでなく、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現するため、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 多様なケアラーを社会的に認知し、支援していくため、ケアラー支援に係る総合的な計画を策定するとともに、ヤングケアラーだけでなく全てのケアラーを対象としたケアラー支援基本法（仮称）の早期制定を図ること。
- 2 介護保険法や障害者総合支援法など、ケアラーの存在が想定される既存の法律について、ケアラー支援の視点を取り入れた見直しを検討すること。
- 3 ケアラーを支援する施策を実施する地方自治体やケアラーに対する具体的支援に繋げるための財政的

支援を行うこと。

- 4 ヤングケアラー支援については、若者ケアラー、大人ケアラーと切れ目のない支援となるよう全世代に配慮された支援となるようにすること。
- 5 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行うケアラー・ヤングケアラーの抑止につながる抜本的な対策を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
こども政策担当大臣
若者活躍担当大臣

様

原案可決

議第13号議案

経年車に対する重課措置の廃止を求める意見書

自動車には、取得・保有・走行の各段階において、複雑かつ過重な税負担が課せられており、道路特定財源の一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や消費税との二重課税といった様々な課題が指摘されている。

自動車に対する税のうち、自動車税・軽自動車税種別割は、自動車の所有に担税力を見出して課する財産税的性格等を持っており、住民に身近な行政サービスを提供している地方公共団体の貴重な財源になる地方税である。一方、自動車重量税は、自動車の重量に応じて課税される国税である。

自動車税・軽自動車税種別割については、初回新規登録から一定年数を経過した自動車は環境への負荷が大きいため、地球温暖化及び大気汚染への対策を目的として、税率を重くする重課の措置がなされている。また、自動車重量税については、平成22年度税率引き下げ時に、一定年数を経過した自動車のみ改正前の税率を適用する重課の措置がなされている。

具体的には、例えばガソリン・LPGを燃料とする自動車では、保有年数で13年を超えると、自動車税・軽自動車税種別割及び自動車重量税の重課措置が同時に行われ、18年を超えると、自動車重量税においてはさらに2段階目の重課措置が行われる。

自動車は生活必需品であるものの、自動車保険料、高速道路料金、高止まりしている燃料油価格などの費用とともに、自動車に対する税は自動車ユーザーにとって大きな負担となっており、自動車税制の簡素化や負担軽減を早急に実現する必要がある。

また、限りある資源を無駄に浪費することなく有効に活用することが求められている現代において、引き続き継続使用が可能な自動車を、車齢のみを理由に一律に重課の措置により廃車を促して新車に乗り換えさせることは、地球に与える環境負荷が大きくなることにもつながる。

よって、国においては、地方財政に影響を与えることのないよう、具体的な代替財源を確保することを前提として、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 自動車の使用に係るユーザーの負担軽減を図るため、経年車に対する重課措置を廃止すること。
- 2 自動車に関する税制の議論に際しては、既存のガソリン車等への重課措置という考えを取り入れない

こと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣

様

原案可決

議第14号議案

認知症との共生社会の実現を求める意見書

我が国では、急速な高齢化の進展に伴い、令和7年には約700万人、65歳以上の人の約5人に1人が認知症になると見込まれている。

こうした中、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」という。）が令和5年6月に成立した。

また、国は、令和5年9月に「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」を設置し、認知症の人やその家族の方々などからの意見を取りまとめた。取りまとめでは、全ての施策や取組を、「本人が基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにする」という認知症基本法の基本理念を根幹に据え、中長期的に立案・実施・評価することが重要とした。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会としての共生社会の実現を推進するために、認知症施策を国と地方が一体となって進めていくときである。

よって、国においては、認知症との共生社会を各地域で実現するため、下記の事項を講ずるとともに、必要な予算を継続的・安定的に確保するよう強く求める。

記

- 1 認知症基本法を円滑に施行するため、認知症施策推進本部における認知症施策推進基本計画の策定準備等に万全を期すこと。また、認知症に対する偏見や差別の解消のため、省庁横断的かつ総合的な取り組みの推進に総力を挙げること。
- 2 地方自治体における認知症施策推進計画の策定において、専門人材の派遣などの支援を行うとともに、認知症の人が施策の企画から評価まで参画できる体制の整備を検討すること。また、各地方自治体の自由度の高い施策展開と予算措置のあり方を検討するなど、地方自治体への支援を強化すること。
- 3 認知症の人の労働意欲をかなえる環境を整備するため、就労や社会参画を支える支援・相談体制の整備を図るとともに、事業者の理解を促進すること。
- 4 認知症の人の家族等の負担軽減を図るため、オール・イン・ワンの介護サービスを提供することで在宅での生活が継続できるよう支援する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。
- 5 身寄りのない方を含めた認知症の人に関して、成年後見制度や身元保証等のあり方について現状の課題を整理し検討を進めること。また、住まいに課題を抱えるの方々に対して、一貫した支援を行う体制を整備すること。

6 認知症の容態に応じて、認知症の人や家族が受けられる支援を地域ごとにまとめた「認知症ケアパス」や、認知症の人を支える周囲の人の意思決定支援の基本的考え方などを整理した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」をはじめとした認知症に関する基本事項について、国民が繰り返し学べる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月27日

埼玉県議会 議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
共生社会担当大臣

様

原案可決

議第15号議案

仮放免制度の改正を求める意見書

国によると、中長期在留者数と特別永住者数を合わせた在留外国人数は、令和4年末現在において307万5千人余りと初めて300万人を超え、過去最高を更新した。このうち、本県は約21万3千人であり、全国第5位の多さとなっている。

令和5年6月には、出入国管理及び難民認定法の改正法が成立し、本年6月15日までに施行される。この改正によって、退去強制手続における収容に代わる選択肢として、親族や知人などの監理人の下、逃亡等を防止しつつ、相当期間にわたり社会内での生活を許容しながら退去強制手続を進める監理措置制度が創設された。

現行法では、被収容者の収容を解く手段は仮放免しかなく、収容の長期化を回避するために、個別の事情に応じて仮放免を柔軟に運用してきた。改正法においては、監理措置制度の創設に伴い、仮放免制度は本来の趣旨どおり健康上又は人道上の理由等により収容を一時的に解除する措置と規定され、監理措置制度との使い分けが明確になされることになった。

しかしながら、監理措置に付された外国人である被監理者は、制限はあるものの許可を得ることで報酬を受ける活動が可能とされたが、仮放免された外国人である被仮放免者は、就労ができないために不安定な生活を余儀なくされる現状は変わらない。

また、一部の外国住民による目に余る行為により、地域住民が安心して暮らすことを阻害する事案が発生しているとの報道もあり、安心・安全な暮らしを実現するための取組が必要となっている。

よって、国においては、下記の事項について早急に措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 仮放免の許可については厳格に行うこと。被仮放免者が不法行為を行うなど退去強制事由に該当する場合には、収容及び速やかな送還を行うこと。
- 2 監理措置制度の対象とならない被仮放免者においても最低限の生活維持ができるよう、就労を可能とする制度の導入を検討すること。
- 3 被仮放免者の現状把握を確実に行之、居住自治体に情報を提供すること。あわせて、不足している収容所の整備など、出入国在留管理体制の充実強化を図ること。
- 4 被仮放免者等を健康保険その他の行政サービスの対象とすることについて検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 様

原案可決